

2018年9月定例会・一般質問と市長答弁（分割質問）

1. LGBT 支援の拡充について
2. 離婚後も子どもの成長を支えるために
3. 子どもを暴力から守るために

1. LGBT 支援の拡充について

最近では LGBT の認識は広がり、社会的な理解に向けた取り組みも進んできました。当事者団体が積極的に声を上げ、昨年度は「LGBT 自治体議員連盟」が発足し、組では 2016 年「一億総活躍プラン」の中で「性的嗜好、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境作りを進める」と明記しました。そのような動きの中で、杉田水脈衆議院議員は『新潮 45』8 月号に「LGBT の人たちは子どもを作らない、つまり『生産性』がない」「そこに税金を投入することが果たしていいのか」と寄稿し、多様性の尊重、共生社会の創造、LGBT への差別偏見の解消は、なお大きな課題です。

1) 最近の LGBT 差別発言について市長はどのように考えるか

■市長

石附議員のご質問にお答えします。

本市においても性的少数者に関する啓発を進めており、理解が広まってきていると認識していましたが、最近になって同性愛者について「『生産性』がない」「趣味みたいなもの」と国会議員による差別的な発言が相次いだことは大変残念です。議員ご指摘の杉田水脈議員の発言については、寄稿を読ませていただいた限り、性的少数者のおかれている状況について正確な認識を欠いていると判断せざるを得ず、当事者の人権を著しく侵害しているものと思われます。オリンピック憲章には性別や性的指向による差別禁止がうたわれており、東京 2020 大会に向けて性的少数者への正しい理解を広げ、差別や偏見のない社会をつくることが重要であると考えます。

篠田市長も一貫して LGBT の方々への差別や偏見を解消し、人権を尊重することが重要との考えを示していることは、大きな意味を持つものです。

さて、本市では 2016 年 11 月 1 日に、LGBT 当事者団体「love 1 peace」の方々と広聴相談課、人事課、男女共同参画課、教育委員会等関係部署、そして青木学議員と私が同席し、新潟における LGBT 支援について話し合いました。その後、2 年間様々な取組が進んでいきました。本市は、事務事業で取り扱う様式の性別表記は必要なないものは削除していましたが、昨年度はさらに公文書作成時の点検を行い

ました。本庁、新しくできた公共施設のトイレでは、トランスジェンダーの人も利用しやすいように「だれでもトイレ」の表示に変わりました。当事者が講師の職員研修、市民向け啓発を進め、今年度は県内自治体初の LGBT 電話相談窓口が開設されました。

この取り組みが、滞ることなく前進するために順次質問をします。

2) 本市の LGBT 支援についての現状と課題

ア 学校現場において

学校現場での対応をお聞きます。統計的にはクラスには 1 人か 2 人の LGBT の子どもがいると言われています。文部科学省は 2015 年 4 月に「性同一障害に関する児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知し、初めて、性的マイノリティの子どもに配慮を求める通知を各教育委員会に出しています。現場の取り組みをお聞かせください。

■教育長

本市では、養護教諭研修及び人権教育担当研修を計画的に行うことにより、校内において保健室を中心に、LGBT に関する悩みを相談しやすい環境を整えています。今年 7 月には、男女共同参画と提携して、小・中・高校に性的マイノリティ電話相談のチラシを配布し、保健室などに掲示しています。9 月中に、啓発パンフレット「もっとみんなが自分らしく生きるために」を各学校に配布し、図書館などに配置してもらう予定です。今後も、研修を計画的に行って教職員の理解を深めるとともに、学校での本やポスターの設置をさらに進め、子どもや保護者への啓発、相談の場となるよう取り組みます。

■再質問

環境整備が進んでいると実感します。LGBT の子どもたちの中には、制服が着れない、プールに入れない、「ホモ」「オカマ」とからかいやいじめの対象になるなど、3 人に 2 人は自殺を考えたことがあると答えています。LGBT の子どもたちへの対応をお聞かせください。

■教育長

今ほど議員からお話がありました通り、一人一人が状況や考え方も異なっておりますので、子どもや保護者から相談があった場合には、その子どもの困っていることについて、丁寧に相談を行っております。今後も先ほどご紹介いただいた文科省の教員向けの資料に基づいて、きめ細かな個別の対応をしっかりしていくように指導・助言をしていきたいと考えております。

イ 事業所において

私の知り合いが勤める事業所では LGBT の人の更衣室や、休息のために相談室が解放されています。ただし、こうした例はごく一部で、LGBT の方が働き続けるためには、意識啓発、環境整備の推進は重要です。本市の事業所における現状と課題をお聞かせください。

■市民生活部長

個々の事業所における LGBT 支援の現状と課題は把握しておりませんが、議員がおっしゃる通り、事業所にとっては一人一人が大切な働き手であり、性的少数者が働きやすい環境づくりに対する理解や対応が重要と考えています。セクシュアル・ハラスメントの中でも、特に性的指向や性自認に起因する嫌がらせは「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) ハラ」といわれていますが、本市においては、本年 6 月に開催した「にいがた女性おうえんフェスタ」の分科会の中で「SOGI ハラ」を含むハラスメントを防止するためのセミナーを行いました。また、今度から「市政さわやかトーク宅急便」のテーマに新たに「性的マイノリティと人権」を追加しています。今後とも事業所向けの啓発事業を実施するとともに、機会をとらえて事業所の現状や課題を把握し、効果的な施策を検討していきます。

ウ 相談窓口の開設について

LGBT の電話相談窓口を開設しましたが、現状をお聞かせください。

■市民生活部長

本年 7 月に開設した電話相談には、これまでに当事者や周囲の方から計 7 件の電話が寄せられました。相談者の年代は 20 代から 60 代までさまざま、内容は、周囲の李亞紀不足による生きづらさなど、主に職場や学校、家庭における悩みです。相談員は性的マイノリティに理解があり、臨床心理士など何らかの相談業務経験を有する方です。今後も当事者や周囲の方がより利用しやすいよう、電話相談のさらなる周知に努めています。

今まで「アルザにいがた」のこころの相談で年間数件の相談が、専門電話相談では 1 相談日に 2 件という実績、問題解決への道筋が示されることを期待しています。

3) 同性パートナーシップ制度の導入について

ア 当事者の声の聞き取りなど必要とする人の現状把握について

同性パートナーシップ制度についてはこの 2 年、重ねて制度導入を要請してきました。その際、実施するといわれていた「当事者の方々との意見交換、市民を対象に

したアンケート実施」も含め、現状把握についてお聞かせください。

■市民生活部長

本市においては、平成 28 年度から当事者団体と意見交換を重ねてきました。意見交換では当事者の置かれている現状や要望を聞き、日常生活での困りごとや相談窓口が求められていることなどがわかりました。市民を対象としたアンケートについては、本年 11 月に実施する「人権に関する市民意識調査」に、新たに性的少数者の人権に関する項目を追加し、現状把握を行う予定です。

イ 本市の制度導入へのタイムスケジュールは

昨年 6 月議会での青木学議員のパートナーシップ制度導入についての質問で、市民生活部長は「スピード感を持って検討するつもりである」答えています。同性パートナーの方々は、住宅を借りることができない、生命保険の受取人になれない、パートナーが病気になっても看取れないなど、多くの困難さを抱えています。先日、当事者の方が生命保険を掛けようとした際、保険会社は「受取人は同性パートナーでも OK だが同性パートナー証明が必要」と言われダメだったと話していました。民間企業は LGBT フレンドリーに大きく舵を切っているものの、行政が追いつかない状況です。ある人は「関係をあいまいに隠し続けてきたが、もし新潟市から証明書が出たら私たちは家族として認められたという 1 つの区切りになる」と話していました。

現在同性パートナーシップ制度を行っている自治体は 9 つあります。世田谷区、渋谷区、伊賀市、宝塚市、那霸市、札幌市、福岡市、大阪市、中野区。導入または検討と報道された自治体は千葉市、名古屋市を含め 9 つあり、この制度を使った人们は 215 組います。新潟でも早急に導入を図っていただきたい。制度導入のタイムスケジュールをお聞かせください。

■市民生活部長

引き続き当事者団体との意見交換により当事者の生きづらさや困りごとを把握するほか、年度内に「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議」の中で部会を設けて市としてできることを整理し、パートナーシップ制度導入を含め具体的に検討を進めます。

4) パートナーシップ制度が整わなくても本市としてできることについて

ア 市民病院での同性パートナーの対応

パートナーシップ制度が整っていない現状の中で 2 点お聞きします。

全国的に、医療現場では同性パートナーが親族として認められることで、医師の説明を受けることができない、集中治療室に入ることができない、緊急手術の同意書にサインできない、最後の看取りができない等の現状が報告されています。市民

病院ではどのような対応をされているのかお聞きします。

■病院事業管理者

当院は、LGBT の社会認識が広まる以前から、患者さんご本人の意志が確認できる場合には、法的な家族関係の有無にかかわらず、同性パートナーも親族と同じく、病院での面会や付き添いは可能であり、各同意書の取得や医師の病状説明も同様に行っています。今後も、患者さんに寄り添った医療サービスの提供に努めていきます。

■再質問

全国的に対応が遅れている状況の中で大変驚きました。国はようやく 2018 年 3 月に「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に「家族等」という表現が入り、同性パートナーを含みました。本市ではこのガイドライン以前より、そして終末期医療だけでなく、医療全般で対応されていることを誇りに思うところですが、なぜこのようなことができたのですか。

■病院事業管理者

市民病院では昔からエイズ等そういった患者を診てきている。そのため個室対応等、医師だけでなく看護師、ほかの医療関係者もみんなが理解しており、共通の認識を持っている。

イ 市営住宅における同性パートナーの入居について

市営住宅についてお聞きします。同性パートナーの入居はどのような状況ですか。

■建設部長

現在、市営住宅の入居者資格の要件として、現に住宅に困窮していることや、入居世帯の収入が一定金額以下であることのほか、高齢者ら障がい者などを除き、親族との同居を原則としています。この親族には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者や、婚姻の予約者を含んでいますが、同性パートナー制度がない現状では、同性パートナーを事実上婚姻関係と同様の事情にあるものとしての取り扱いは行っていません。

■再質問

同性パートナーは認められないということですが、入居申し込み資格に「事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」とあり、事実婚を含んだ運用になっています。同様に同性パートナーも該当する場合があると考えます。東京都文京区ではパートナーシップ制度はないものの、公営住宅の同性カップル等の入居を可能にする条例改正が 6 月議会で行われました。本市に入居要件の柔軟な対応を求めるがいかがで

しょう。

■建設部長

市営住宅条例の同居親族要件における、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含める取り扱いにつきましては、条例制定時の平成9年より法律上の婚姻関係にあることができる方が、何らかの事情や心情により婚姻の届け出をしていない場合を対象としております。このことから現状の取り扱いをしております。

■再々質問

同じ公的な機関である市民病院で出来ていることが、市営住宅入居ではできない。その違いは何ですか。

■建設部長

他の自治体の例を見ましても、パートナーシップ制度を持っている自治体についてはそれが証明になるということですが、パートナーシップ制度を持たない自治体において、お互いの関係をどう証明するかということに苦労されているということなので、本市としては同性パートナーシップ制度の導入の状況についても勘案しながら、制度の検討を進めて参りたいと思っております。

■市長に質問します。

市民のニーズの把握、ニーズに対応する積極的姿勢、管理者の判断の違いと思いますが、その齟齬を無くすためにも同性パートナーシップ制度が必要と考えます。その方々の望むことは、大それたことではなく、ただ好きな人と一緒にいられる社会を求めているだけです。一刻も早い「新潟市パートナーシップ制度」の導入を求めます。

最後に市長にお聞きしますが、導入している自治体は全て太平洋側です。日本海側で唯一の政令市であり、多様性を尊重する安心政令市を目指す本市において、同性パートナーシップ制度を導入し、後進に渡していくべきと考えますがいかがでしょう。

■市長

まずは、「人権に関する市民調査意識」を行い、結果を年内までにまとめます。さらに年度内に「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議」で性的少数者の支援に関する部会を設け、先の調査の結果を参考にしながら具体的な制度の検討を始めます。東京2020大会までには、同性パートナーシップ制度の導入をはじめ、性的少数者に対する理解が市民の皆様に浸透するよう具体的に進めてまいります。

2. 離婚後も子どもの成長を支えるために

前回 2 月議会において子どもの貧困対策について質問をし、特に貧困の連鎖を止める手立てとして学習支援の拡充を求めました。今年度、子どもの学習支援事業はひとり親の子どもも含めて参加者の拡大を図り、ひとり親にとって朗報となりました。今回はひとり親のもとで育つ子どもの権利保障の視点から、養育費と面会交流について質問をします。

1) 養育費について

厚労省が発表した 2017 年の人口動態統計によると、婚姻件数は 60 万 7 千組、離婚件数は 21 万 2 千組で、結婚した夫婦の 3 組に 1 組が離婚、それに伴い、毎年 21 万人の子どもが一方の親との別離を経験していることになります。「2016 年度全国ひとり親世帯等の調査」では 123 万 2 千の母子家庭、18 万 7 千の父子家庭があり、「ひとり親家庭」の相対的貧困率は 51% と 2 人に 1 人が貧困という高い数値となっています。養育費は、生活が厳しくても子どもの養育に多少のお金をかけることができます。しかし、養育費が支払われているケースは多くありません。

ア 離婚時における養育費の取り決めと支払い状況本市における

先の「全国ひとり親世帯等の調査」によりますと、養育費の取り決めをした母子家庭は 42.9%、父子家庭では 20%、支払いを受けている割合は母子家庭は 24.3%、父子家庭は 3.2% です。大まかにいうと取り決めをした人は 4 割、養育費を支払っている人は 2 割です。本市における養育費の取り決めと支払い状況についてお聞かせください

■子ども未来部長

離婚時における養育費の取り決めについては把握していませんが、支払い状況について、児童扶養手当受給者に限定した数値では、平成 30 年 3 月末時点での受給者 5,052 人のうち、母子家庭で 24.4% (1,166 人)、父子家庭で 4.4% (12 人) の方が養育費を受給しており、おおよそ国と同様の傾向となっています。

イ 離婚時における相談体制

離婚し親権がいずれの親にあったとしても、養育責任を果たすことが求められます。離婚時にきちんと取り決めることが、子どもの養育を支える経済基盤になります。本市における相談体制をお聞かせください。

■子ども未来部長

離婚時における相談については、市民相談室の他、ひとり親家庭就業・自律センターや各地域で開催される弁護士相談、法テラスなどで行っています。昨年度の市民相談室での相談実績では、全体で3,904件の相談のうち、696件（17.8%）が離婚に関する相談でした。また、ひとり親家庭就業・自立支援センターは、県と本市が共同で新潟県母子寡婦福祉連合会へ委託し設置した相談機関で、2名の相談員が常駐しているほか、月1回弁護士相談の機会も設けています。昨年度の弁護士相談も含めた相談実績としては、110件（うち弁護士相談17件）となっています。

■再質問

離婚手続きや養育費の取り決めなどは法的なことなので、法律相談の約2割が離婚相談とニーズは高いことは頷けます。ただ、離婚前後は、全てにおいて切羽詰まった状況に陥りますので、その気持ちに寄り添いながら、離婚がこれからの新しい人生のスタートだと思えるような相談体制が求められます。新潟市の法律相談にある曜日に「弁護士による離婚相談会」などと看板を掲げるのもよいかと思います。今後どのように進めていくのでしょうか。

■子ども未来部長

まず相談窓口としましたは様々設置してあるということですので、まずは公報に努め、周知を図っていくということが何より大切と考えております。

ウ 養育費の取り決めや支払い率をアップさせるためにできる手立ては

2012年施行された民法改正で、離婚にあたっては養育費や面会交流などを取り決めることが定められました。それを受け離婚届けの一番下に「養育費の分担」「面会交流」のチェック欄ができました。ただ、強制力はないため、チェックした人は約2割です。市民厚生常任委員会で視察した明石市では、離婚届けを取りに来たり、離婚相談があった時に、養育費や面会交流を書き込める合意書を渡し渡しています。この合意書は「話し合いの参考資料」と位置付け、署名捺印があればその後の調停や公正証書を作成する際の資料になります。この取り組みは「明石モデル」として法務省に引き継がれています。本市として養育費の取り決めや支払い率をアップさせる手立てをどのように考えますか。

■子ども未来部長

養育費の取り決めについては、離婚前に行なうことが重要であることから、事前に専門の相談機関につなぎ、取り決めを行うことを促しています。今後は、各区役所への相談機関の一覧表の配置を行うほか、法務省が市民向けに作成したパンフレットをさらに有効活用するなど、明石市の取り組みも参考にしながら、養育費の取り決めが進むよう広く周知を図っていきます。

2) 面会交流について

ア 離婚時における面会交流の取り決めと実際

夫婦は離婚すれば他人になりますが、子どもの親でなくなることはありません。経済的には養育費として、精神的には面会交流として、子どもの養育責任を果たさなければなりません。離婚時における面会交流の取り決めと実際についてお聞きします。

■こども未来部長

離婚時における面会交流の取り決めと実際については、本市の状況は把握していませんが、厚生労働省が平成28年度に行った「全国ひとり親世帯等の調査」によると、面会交流の取り決めをした母子家庭は24.1%、父子家庭では27.3%となっています。

イ これからの面会交流支援の取り組みについて

面会交流をしないのは、相手が求めない、子どもが会いたがらないという理由があります。一方で、離婚当初はDVでなくとも面会交流の日が近づくと具合が悪くなる、憂鬱になる、子どもを取られるのではないかと心配になるなどストレスを抱えるのが一般的です。新潟市母子福祉連合会の多くの皆さんがそのような経験を持たれています。明石市ではそれらの負担を無くし面会交流を進めるために、面会交流のコーディネーターを置き、別々に暮らす親子の面会交流日程の連絡調整をサポートし、スタッフが子どもを相手親に引き合せます。本市としても面会交流支援を今後進めていく必要があると思いますが、取り組みについてお聞きします。

■こども未来部長

面会交流は、養育費をきちんと支払い続けていくための動機の一つとなるとともに、お子さんの精神的な安定を図るためにも重要であると認識しています。そのため、離婚前にしっかりと取り決めを行うよう、養育費とセットでその重要性について周知していきます。

■再質問

当人同士だけでは面会交流が難しい場合があります。親の都合で子どもが翻弄される場合もあります。また、DVケースでは面会交流は子どもには大きな心理的ストレスを生じさせると報告がありますので、このような場合は取りやめが必要となります。それらを含めて専門的な知識やスキル、経験を持った人の支援があれば問題を軽減し、子どもの側に立った面会交流ができるでしょう。新潟には、元家庭裁判所調査官たちが中心になって面会交流の援助をしている「FPIC新潟ファミリー相談室」があります。援助件数は2017年度は15ケース、54回、そして今

年度は8月までにすでに19ケース44回と多くの方が利用されています。ただ、2つの課題があると私は考えます。1つはFPICの周知が進んでいないことです。援助ケースの多くは離婚調停を担当した弁護士の紹介のようです。離婚の9割は協議離婚ですから、情報が届きにくい状況です。2つは費用がかかるということです。ひとり親世帯では大きな負担です。

明石市はFPICの方を面会交流アドバイザーとして採用し、無料で支援を受けることができます。本市としても今後、専門的な援助をしている団体と共に取り組む必要があると思いますがいかがでしょう。

■こども未来部長

ひとり親家庭への支援は、様々な関係機関と協力しながら行うことが有効であると考えています。議員ご提案の家庭問題情報センター（FPIC）は、新潟においても平成24年に支部が作られ、別居や離婚によって離れて暮らす親子の面会交流を安心確実に実現できるよう面会交流援助を中心に活動していますので専門性は高いと考えています。現在の相談体制もありますが、有償であるということもありますので、今後進める離婚時における面会交流支援等について連携を検討していきます。

離婚に係ることは司法の分野と切り離すのではなく、当事者に一番近い基礎自治体が親と子を支えることは大きな責務であると考えます。

3) ひとり親家庭支援のための関連機関等との連携について

今まで主に司法の分野が担っていた養育費と面会交流ですが、3組に1組が離婚するという現状がある中で、今後は、ひとり親支援・子ども支援の視点からのアプローチが行政に必要となります。司法、行政、当事者団体、民間機関等との連携をどのように考えていくかお聞かせください。特に、新潟市母子福祉連合会、食品を通してひとり親を支援しているフードバンク、先ほど紹介しました面会交流支援団体等との連携について具体的にお聞かせください。

■こども未来部長

先の答弁の通り、ひとり親家庭への支援は、様々な関係機関と協力しながら行うことが有効であると考えています。新潟市母子福祉連合会とは、これまでひとり親家庭への支援について協働して取り組んできました。フードバンクにいがたに関しては、現在ひとり親家庭にお米を配布する取り組みについて、行政側として新潟市母子福祉連合会への橋渡し的役割をしております。こうした様々な場面を通して今後も連携を深めていければと考えている。

11月からひとり親世帯に毎月お米を届ける「にいがたお米プロジェクト」が始まり

ます。フードバンク、こども未来部、区役所、そしてボランティアの協働で実現したいわゆる貧困対策としてのお米宅配事業です。これは一例にしかすぎませんが、是非顔の見える連携を構築し、ひとり親で育つ子どもを支えていってほしいと願います。

3. 子どもを暴力から守るために

1) 西区事件における犯罪被害への対応について

新潟市西区で心痛む事件がおきてから 4 カ月が経ちます。亡くなられた大桃たまきさんとご家族に心からお悔やみを申し上げます。事件以降、校長はじめ教職員、保護者の皆さん、地域の方々の並々ならぬ努力と配慮に心から敬意を表するものです。私は長年、子どもを暴力から守る市民活動をしてきましたので、こんな時だからこそ、悲しみや無念さを共有し、子どもたちの不安や恐怖を安心に変える努力をしていくつもりです。

ア 緊急時の対応から現在の取り組への推移について

この 4 カ月、事件発生当時のショック、マスコミの取材が過密した時期、犯人が見つからない不安の期間、少しずつ安定を取り戻していくった時期と、その状況に応じた対応を全力でしてきたことと思います。緊急時の対応から現在の取り組への推移についてお聞きします。

■市民生活部長

西区における事件の発生直後には、子どもの見守り活動の強化として、コミュニティ狭義会や防犯ボランティア団体、郵便局をはじめとした包括的連携協定事業者への協力依頼、青色回転灯装置車によるパトロールの強化、子ども見守り隊や防犯ボランティアネットワーク登録団体の再募集を行い、スクールガードリーダーの訪問回数も月 2 回から 6 回に増やしました。子どもたちには、集団登校や複数人での下校の指導、防犯ブザー、ホイッスルの使い方や体験型の安全教室の内容の再確認などを行い、校園長に対しても、CAP にいたる皆さんを講師とした子どもの安心・安全についての緊急集会を行いました。

不審者情報の共有に関しては、自治会などの地域関係者、庁内の関係部署や保育園、放課後児童クラブなど、子どもの関連施設にも伝わるように伝達経路の再構築を行いました。現在、全ての小学校で、子どもを見守る地域団体、行政、警察が、通学路等における危険個所の総点検を進めています。その結果を踏まえ、安全確保の取

り組みについて検討するとともに、安全マップを作成し、地域への情報共有を進めています。また、ジャンパーの購入など、子どもを見守る団体の活動費用や自治会・町内会の防犯カメラの設置費用に対して、補助金の緊急枠を新たに設けるとともに、見守り活動を周知する看板配布も予定しています。

イ 子ども、保護者、先生方への心のケアについて

事件直後、教育委員会は「子どもたちの間に動搖が広がることを想定し、スクールカウンセラーを常駐させ重点的に心のケアに当たる」とコメントを出しました。5月17日、篠田市長は「小針小学校や地域では、児童はもとより保護者の間にも大きな動搖と不安が続いている。児童の心のケアを最優先する」と記者会見で発表しました。事件・事故、そして災害の発生時に何よりも優先されるべきことが心のケアです。初期対応はその後の回復に大きな影響を与えます。回復したようでも心に深く負った傷は将来にわたって心を蝕むことがあります。事件発生直後からの4カ月にわたる子ども、保護者、先生方への心のケアについてお聞きします。

■教育長

西区の事件の発生直後、当該小学校の児童、保護者、教職員の心のケアのために、緊急のスクールカウンセラーを派遣しました。そして、保護者や教職員を対象に、児童への対応についてレクチャーを行うとともに、心のケアを必要とする児童、保護者、教職員に対してはカウンセリングを実施しました。カウンセリングは、延べ、児童85名、保護者16名、教職員14名に実施し、心の安定が図られ、7月はカウンセリングの要望はありませんでした。今後も、日ごろの児童の言動を敏感にキャッチし、心のケアを継続するとともに保護者や教職員に対しても必要に応じて支援を行っていきます。

■再質問

私は、緊急時は別として、子どもの心の手当てができるのは傍にいる保護者であり先生であると思っています。今回、やはり大きなストレスを抱えたであろう先生方、管理職の心のケアをどのようにされたのでしょうか。

■教育長

事件直後から校長を先頭に教職員は自身も心の傷を抱えながら児童や保護者、マスメディアへの対応に努めてきました。そのような教職員に対し、本市では自らカウンセリングを希望してくる教職員に加え、ストレス状態スクリーニングテストの結果や管理職面談による観察所見、勤務時間の状況などから総合的にみて必要と判断された教員に対してもカウンセリングを実施してきました。また、管理職については、教育委員会の職員が定期的に心身の状態を確認しながらサポートを行ってきました。今後も必要に応じてしっかり支援していきたいと思っています。

■再々質問

事件直後の新聞発表に「早帰りや部活動の休止などは行わない」とあり、事件発生12日後の運動会も予定通り開催されました。この状況の中で普段通り学校生活を送ることを決断された思いと、その効果をお聞かせください。

■教育長

心に影響を及ぼす事件に遭遇した児童に対して、児童の安心感や安定感を取り戻させるという視点から、できるだけ早期に平常時の学校生活に戻すということが大切だと考えております。そのような思いから、当該小学校では平常時の学校生活に近づけるためにも、児童の状態を十分に把握したうえで、運動会を予定通り実施しました。

カウンセリングを受けた児童の一日の平均延べ人数を運動会の前後で比較しますと、運動会前の平均6.3人に比べ、運動会後は平均1.3人と減少していることからも一定の効果があったものと考えています。

ウ 体験型安全教室について

子どもの安全対策は多くの場合、環境整備、見守り強化等ハード面を整えます。しかし24時間見守ることは不可能ですし、子どもは一人で行動することもあります。ですから、子ども自らが自分の身を守る力が必要となります。本市で2013年より行っている体験型安全教室の取り組についてお聞ききします。

■市民生活部長

平成25年度から小学一年生を対象として、不審者と対峙した際に危険を回避する具体的な行動がとれるよう、防犯指導員による体験型の安全教室を実施しており、今年度は、民間警備会社を活用する2校を除く全ての市立学校で実施する予定です。

今後、2年生以上の児童に対し、1年生の時に学んだ体験型の安全教室の内容を再確認できるような振り返り指導に取り組んでいきます。

先日安全教室の見学に行ってきました。スクールガードリーダーが、身を守る方法を実践的に教えていました。すべての1年生が共通した身の守り方を学ぶことは大切です。ただ、不審者対策、誘拐という怖いテーマなので何よりも怖がらせない工夫が重要と考えます。

2) 知っている人からの暴力への対応について

さて、今まででは不審者からの暴力防止についてでしたが、実は子どもは知っている

人からも暴力にあります。虐待は親であり、いじめは友人であり、体罰や行き過ぎた指導は先生かコーチであり、性暴力は身近な人からの多く受けています。こうした暴力から身を守るには、「知らない人には気を付けなさい」「危険な場所には近づかない」「監視カメラの設置」「見守り体制」には限界があります。

ア 知っている人からの暴力の現状とその防止の取り組みについて

知っている人からの暴力の現状と防止の取り組みについてお聞きします。まずは学校現場の生徒間暴力についてお聞きします。

■教育長

本市における平成 28 年度の児童生徒間暴力は、小学校では 539 件、中学校では 292 件で増加傾向にあります。これは、殴られたり蹴られたりといった行為だけでなく、身体を突き飛ばされたなど、その児童が暴力を受けたと感じたものは暴力行為として学校が積極的に認知した結果であると捉えています。

暴力行為は人権侵害であり、その暴力行為の防止策としては、相手を思いやる心を育てることが第一です。現在は、授業をはじめ学校行事などあらゆる場面で、子供同士の温かい人間関係を築く活動を展開するとともに、人権教育の充実により暴力行為が起こらない風土づくりに努めています。

学校での生徒間暴力が増えている現状をお聞きしました。認知件数が増えたこが素早い対応に結び付くよう、より丁寧な対応を期待します。

■再質問

知っている人からの性暴力についてその対応ですが、生徒間の性暴力、性的ないじめは件数にないのでしょうか。

■教育長

性的暴力の件数については把握しておりません。

■再々質問

は子どもへの暴力防止の活動に 20 年来かかわってきました。そこでは性虐待、性被害、性的ないじめ、児童養護施設では子ども同士の性暴力が大きな課題となっています。学校現場としてはどのように把握に努めているのでしょうか。

■教育長

現在そうした件数は出てきておりません。

■再々再質問

警察庁の犯罪統計資料に2017年1月から12月の重要犯罪及び詐欺の被害者の年齢・性別・認知件数が発表されています。その中で、強制性交等（レイプ）、略取誘拐・人身売買、強制わいせつなどの性暴力等は0歳から12歳まで（いわゆる小学生まで）総数1,116件、13歳から19歳いわゆる中高生の年齢で2,300件、合計3,416件です。そのうち約9割は女子です。毎日約1人の男子、9人の女子が性暴力にあっているということです。

一方、日本性教育協会は「青少年の性行動全国調査」を行っています。性被害の定義が視線や言葉によるものから身体的接触行為の強制を含む広い意味になっていますが、女子中学生41%、高校生は71%、男子中学生31%、高校生32%、と男女ともに高く、加害者が身近な人、友人・知人が約半数となっています。

国際的な研究の場でしばしば引用される統計数値は、性暴力は女子の3~4人に1人、男子の5~6人に1人に起きていて、加害者多くは身内や知人、友人であるというものです。

ちなみに、長野県性被害者支援センターの昨年度の相談件数のうち、約86%が面識のある人からの性暴力です。新潟県の性暴力被害者支援センターでも加害者の多くは知っている人とのことです。

身近なところで性暴力があることを認識し、その対応を考えていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

■教育長

議員のおっしゃる通り児童生徒間の性暴力被害というのは、本当に身近な問題であると認識しております。その対応については取り組む必要があると思っております。ただ、なかなか把握をすることについては子どもたちの状況をしっかり把握し、丁寧にしていかなければならぬと思っております。今後性暴力から身を守るために、人権教育や性教育を通じて性暴力についての正しい知識と対応スキルについて指導充実を行うように学校に働きかけていきたいと考えています。

子どもに正しい知識と防止のスキルを是非提供していただきたい。加害者はおとなしく誰にも言わないだろう子どもをターゲットにすると言われています。暴力のスキルを持つことは未然防止に繋がります。

■再々々質問

性暴力被害の9割が女子であるという現状から考えますと、1年生の黄色い帽子は男女同じ形がいいと考えますがいかがでしょう。

■教育長

一年生の黄色い帽子については、性暴力というよりも、「男の子」、「女の子」の区別をさせるものではないかという意見が前からあり、検討を重ねた結果、来年度の新

入学児童については男女ともにキャップ型の帽子に統一する予定と生きてています。

イ 子どもが SOS を出すことができ、その SOS を受け止める体制づくりについて

いじめや虐待などもそうですが、重大になる前に SOS が出せたら早い解決に繋がります。新聞等で報道された糸魚川事件の容疑者は 13 歳の頃から義父から性虐待を受けていました。当時は誰も気付かず、本人もはっきりとした SOS を発することができませんでした。

2017 年厚労省から出た自殺総合大綱に、新たに「辛い時や苦しい時には助けを求めてよいことを学ぶ教育、SOS の出し方に関する教育」が加わり、これは私が長年やってきた暴力防止の取り組み、CAP の活動にも通じるメッセージです。子どもは早い段階から小さな SOS をたくさん出しています。しかし残念なことに、それをキャッチできるおとなが少なすぎます。「SOS を出す教育」と共に、子どもの SOS に早くに気づき受け止めるスキルを、親や教師が身につける研修を実施する必要があります。その体制づくりについてお聞きします。

■教育長

学校では、教職員が常日頃から児童生徒としっかり向き合い、悩み事を相談できる信頼関係づくりに努めるとともに、各種アンケートや個別の教育相談を定期的に行い、児童生徒が SOS を出しやすい環境を構築しています。

また、互いに認め合い、支え合い、高め合う生徒指導を進め、児童生徒同士が悩み事を相談し合える人間関係作りに努めています。

教職員が受け止めた児童生徒からの SOS は、決して担任一人に任せるのではなく、管理職や生徒指導主事、スクールカウンセラーなどが、組織的にその問題解決に取り組んでいます。また、いじめ SOS 電話、新潟市内の相談機関の連絡先、LINE を活用した相談システムなど、学校外における相談窓口も児童生徒に周知させ、ひとりで辛い思いを抱え込まないように働きかけています。

すべての子どもたちが暴力にあわず人権が守られて生きていくことを望みます。改めて学校教育の可能性と重要性を実感するわけですが、先生方が生きがいを持って子どもと向かい合う時間が保障されることを願います。